

臨床発達心理士が知っておきたい

「倫理」は基本

一般社団法人

臨床発達心理士認定運営機構

日本臨床発達心理士会倫理相談委員会

はじめに

臨床発達心理士が、全国で活動を広げる中で、様々な倫理的問題が生じてきています。倫理的問題は、それを起こした会員が特別な存在であるというわけではなく、臨床活動を重ねていけばどの会員も必ず直面する、あるいは考えざるをえない大変日常的な事柄でもあるのです。しかし、倫理に関心を向けることがなければ、いつまでたっても倫理感は育ちません。

そこで、会員の皆様に臨床活動における倫理を考える一助にして頂くためにこのリーフレットを作成いたしました。日本臨床発達心理士会に設置されている倫理相談委員会と相談窓口についても記載されておりますので、ご活用ください。

倫理を考えるポイント

- ★まず、第一に、所属する社会(職能団体)における倫理のルールを守ることが必要です。
- ★しかし、倫理のルールは、法律ではありません。また、複雑で多様な問題に全て応えるものでもありません。自分で考え、判断していく倫理感が求められます。
- ★「この通りにすれば、倫理的に問題はない」と明確にいえる行動ばかりではありません。柔軟に推理する力を高めていきましょう。
- ★支援者が「よかれ」と思っても、支援をうける人には必ずしも利益とならないことがあります。どんな場合においても、支援をうける人の利益を第一に考えます。
- ★支援をうける人が利益を判断できるように、支援者は支援について十分に説明しなければなりません。未成年などの場合、保護者に対しても、判断の助けとなる説明を行う責任があります。

倫理のキーワード



*1 本来の支援関係を超えた個人的な関係で、要支援者に不利益となるようなことが生じかねない関係

*2 自傷・他害・虐待などの場合は、守秘義務の例外になる

臨床発達心理士としてこんな場合どうしますか？

【その1】

保護者から、現在の小学校の担任の先生に子どもの障害を理解してもらうための資料として提出したいので、「以前にそちらでとった知能検査の結果を教えてくださいませんか」といわれたら……？

- ◆ 検査結果などの情報は、基本的に本人に帰属します。ですから、依頼があれば、原則として情報をお伝えすることになります。このような場合、数値が一人歩きするから……などの理由を背景に、情報の伝達に消極的な態度がみられる場合があります。しかし、大切なことは、数値が一人歩きしないように、正しくわかりやすい情報の伝達を心がけることです。

【その2】

これまで自分がやったことのない検査なのに、相談に来た人から「検査をしてください」といわれたら……？

- ◆ 自分は決して万能ではなく、自分ができないことを自覚しておかねばなりません。やったことのない検査を要求されたら、それを希望する相手の気持ちや意図を理解し、支援上必要であると判断したら、それを行える他の専門家を紹介する必要があります。また、その結果を共有して支援に生かせるよう連携することも重要です。もちろん、専門家の責任として研修を受け、絶えず自己研鑽を積む責任を忘れてはなりません。

【その3】

支援をしていた子どもの保護者から、子どもが元気になったお礼にと、高額な商品券を渡されたら……？

- ◆ 被支援者との関係を自分の利益に利用してはなりません。特別なお礼を手にすることで生じる、複雑な心理的関係に十分配慮する必要があります。

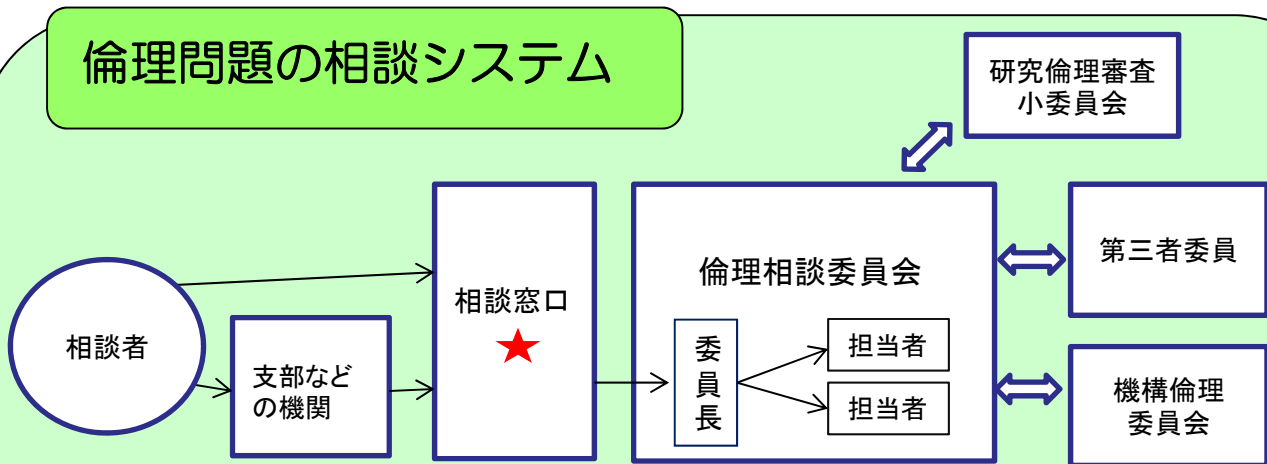
しかし、もしも、商品券ではなく、子どもが修学旅行で買って来たお土産であったら、どうでしょうか。さまざまな立場に身を置いて、自分で判断する力が求められます。

【その4】

学校で大きなトラブルを起こした子どもに、「もうしないから、お父さんとお母さんには言わないで。殴られるから」といわれたら……？

- ◆ 保護者らと情報を共有することは、有効な支援を行う上で重要です。しかし虐待が疑われるケースについては、虐待行為を誘発させないか、子どもの安全を保障できるかななどを多面的に判断し、必要であれば迅速に通報する義務があることも忘れてはなりません。ただ、子どもの中には、親に知られたくなくて、こんなふうに言うこともあるかもしれません。情報の共有は慎重に、どのように支援につなげられるかに気を配りながら行う必要があります。

倫理問題の相談システム



- ★ 郵便(簡易書留・特定記録郵便)にて受け付けます。(FAX、電話、メールでの受付はしておりません)
ホームページの相談申込書をダウンロードし、日付・氏名・連絡先(必ず連絡がつく所)・相談概要などを書いて、封筒の表に「倫理相談」と記し、郵送してください。
〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-5-9-10A
- ★ 相談過程は、相談者の意思を尊重してすすめます。また、相談者のプライバシーに十分に配慮して活動することをお約束します。

倫理相談委員会の主な活動と役割

- * 会員、また一般からの倫理相談(助言や紹介)は、倫理相談委員がペアで担当する。
- * 必要に応じて、調査委員会を設置し調査(事実の確認など)を行う。
- * 土会が行う研究の倫理審査を行う小委員会を設置する。
- * 倫理相談ならびに調査内容や、研究倫理審査の結果を、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構倫理委員会に報告する。
- * 啓発活動(ワークショップの企画や研修会への協力)と広報活動を行う。

以下のような方はご相談ください。

- * 何らかの倫理的な問題で、相手との間でトラブルを生じている方
- * 相手から人権を侵害されたと感じている方
- * 倫理的問題で訴えられてしまい、どう対処していいかわからない方
- * 人権を侵害してしまったのでは?倫理的に間違ったことをしたのでは?という不安を抱えている方

